

所得等の区分		令和4年4月1日以後に開始する事業年度		令和元年10月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度		平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度		平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度		平成26年4月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度		平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度	
		法人 事業税	特別法人 事業税	法人 事業税	特別法人 事業税	法人 事業税	地方法人 特別税	法人 事業税	地方法人 特別税	法人 事業税	地方法人 特別税	法人 事業税	地方法人 特別税
所得割	所得のうち年400万円以下	1.0%	260.0%	0.4%	260.0%	0.3%	414.2%	1.6%	93.5%	2.2%	67.4%	1.5%	148%
	所得のうち年400万円超 年800万円以下			0.7%		0.5%		2.3%		3.2%		2.2%	
	所得のうち年800万円超			1.0%		0.7%		3.1%		4.3%		2.9%	
	3以上の都道府県に事務所等を有する法人の所得			1.0%		0.7%		3.1%		4.3%		2.9%	
付加価値割		1.2%	—	1.2%	—	1.2%	—	0.72%	—	0.48%	—	0.48%	—
資本割		0.5%	—	0.5%	—	0.5%	—	0.3%	—	0.2%	—	0.2%	—